

社会福祉連携推進法人の認定等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び同法第6条の規定に基づき、次の各号の審査基準並びに標準処理期間を定めるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第125条の規定による社会福祉連携推進法人に係る認定
- (2) 法第139条第1項の規定による社会福祉連携推進法人定款変更の認可
- (3) 法第140条の規定による社会福祉連携推進方針変更の認定
- (4) 法第142条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可

(審査基準)

第2条 前条各号の審査基準は、いずれも、「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」による。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、次の各号に掲げる認定又は認可の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 法第125条の規定による社会福祉連携推進法人に係る認定 30日
- (2) 法第139条第1項の規定による社会福祉連携推進法人定款変更の認可 20日
- (3) 法第140条の規定による社会福祉連携推進方針変更の認定 20日
- (4) 法第142条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可 14日

(補則)

第4条 この要綱の施行に伴い必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。